

南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第 27 号

南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則

南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則（平成19年南九州市規則第54号）は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。